

令和8年度 実施方針の策定の見通しの公表について(令和8年9月7日現在)

名古屋市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)第15条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成23年内閣府令第65号)第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
新たな劇場整備運営事業	契約の日から 令和32年3月	現市民会館の解体、新たな劇場の整備に係る設計・建設、古沢公園・古沢公園駐車場及び周辺基盤に係る設計・改修等並びに同施設の維持管理運営を行う	名古屋市中区金山一丁目5番1号、3番1号他	令和8年10月	観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課 電話:052-972-3181